

(裏)

プレディ利用の留意事項等

- 1 プレディを利用するときは、必要事項を保護者が記載の上、児童に「利用票」を必ず持参させてください。「利用票」の持参がない場合は、当日のプレディの利用はできません。
「利用票」はプレディとご家庭をつなぐ重要な書類です。「利用票」を紛失・破損した場合は、直ちにプレディにお知らせください。再発行いたします。
- 2 「利用票」の下校時刻欄は、「16時30分」など30分刻みで保護者の方が記入し、お迎え欄は「あり・なし」のどちらかに○をつけてください。なお、保護者サイン欄は「利用票」に記載した内容を確認の上、保護者がサインしてください。
- 3 学校のある日は、放課後に学校の教室から直接プレディを利用します。
 - ・放課後、一度下校した場合はプレディを再度利用することはできません。
 - ・土曜日や春・夏・冬休みなども、学校から一度下校した場合は、同じ日のプレディ利用はできません。
 - ・漫画、ゲーム等、学校で持込みを禁止している物はプレディでも持込禁止です。
- 4 登下校時には、事故や連れ去り等に十分気をつけるよう、児童と話をしてください。
 - ・プレディへの登下校は、学校と同様に保護者の責任で行っていただきます。
 - ・学校と同様に、プレディへの登下校時の寄り道、自転車利用はできません。
- 5 日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）、祝日はプレディはお休みです。土曜日や夏休み等の学校休業日は、朝8時30分から利用できます。
- 6 台風接近等により授業が短縮され、一斉下校（または全日休校）となった場合は、プレディもお休みです。事前に鍵を持たせるなどの工夫をお願いします。また、プレディ利用中に児童が怪我や具合が悪くなった場合、災害に関する注意報、警報等が発令された場合などには、保護者への連絡及び児童のお迎えを依頼する場合があります。
土曜日や夏休み等の学校休業日に、気象に関する警報や地震に関する警戒宣言等が発令されている場合は、発令が解除されるまでご家庭で監護するなどの対応をお願いします。また、状況によってはプレディをお休みする場合がありますのでご了承ください。
- 7 17時以降に延長利用する児童の保護者は、延長利用する児童の保護者が主催するおやつの会への入会が必要になります。
- 8 18時以降にプレディを延長利用する児童については、保護者等のお迎えが必須になり、1回の延長利用につき所定の利用料がかかります。
- 9 プレディ利用申請の際の提出書類等の内容に変更が生じた場合は、速やかに「プレディ申請内容変更届」の提出をお願いします。
- 10 申請書等に記載された事項やヒアリング等でお聞きした事項につきましては、個人情報として厳重な管理を行います。
- 11 次の場合には、プレディ利用の不承認、承認取消、利用停止等を行う場合があります。
 - ・中央区立小学校の在籍児童かつ中央区内に住所を有する小学校児童でなくなった場合
 - ・中央区立の学童クラブの利用承認を受けた場合
 - ・学校閉鎖中や児童が学級閉鎖中の学級に在籍している、あるいは児童がインフルエンザ等感染症にかかっている場合
 - ・心身の著しい障害のため、集団生活に適さないこととなったと認められる場合
 - ・偽りその他不正の手段により事業の利用の承認を受けたことが判明した場合
 - ・投薬などの医療行為を行わなければならないこととなった場合
 - ・自身の危険認識がなく、かつ、その危険行為を自身で制止できない児童である場合
 - ・頻繁に他者に危害を加え、かつ、その行為を職員が防止できない児童である場合 など
- 12 利用料の免除を希望する場合は、プレディ利用料免除申請書に必要事項を記入し別途申請してください。
 - ・所得照会等により免除世帯と判明した場合は、プレディ利用料免除承認通知書を送付し利用料を免除します。
 - ・所得照会等により免除世帯でないことが判明した場合は、プレディ利用料免除不承認通知書を送付するとともに、利用料の支払に関する書類を送付します。